

## 吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022 年 10 月 6 日

ハウコム株式会社

ハウコム東海株式会社

# 吸収分割に係る事後開示書面

2022 年 10 月 6 日

吸収分割会社： 東京都港区港南 2-16-1  
品川イーストワンタワー9階  
ハウスコム株式会社  
代表取締役社長 田村 穂

吸収分割承継会社： 名古屋市西区花の木三丁目 15 番 11 号  
ハウスコム東海株式会社  
代表取締役社長 石田 晃三

ハウスコム株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びハウスコム東海株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2022 年 7 月 27 日付で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2022 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社が営む東海地区における不動産賃貸仲介事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）  
2022 年 10 月 1 日
2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
  - （1）株主の差止請求権  
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定の適用はありません。
  - （2）反対株主の株式買取請求権

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っていません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議申述手続

承継会社は、本吸収分割契約書第 4 条第 2 項の規定により、本吸収分割によって分割会社から承継する債務について全て併存的債務引受の方法により承継するため、会社法第 789 条の規定による手続は行っていません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の概要（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、承継会社に対して本吸収分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

分割承継会社の唯一の株主はその特別支配会社である分割会社のみであるため、本手続に関して該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述手続

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 8 月 15 日付の官報により、債権者に対して本吸収分割についての異議申述の公告を行いました。なお、承継会社には、知れている債権者は存在しないため、承継会社は、知れている債権者に対する各別の催告を行っていません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、東海地区における不動産賃貸仲介事業にかかる資産その他の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 10 月 4 日

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上